

吉野ヶ里歴史公園 官民連携推進事業 基本協定書（案）

本基本協定書（案）は、現時点において想定される基本的な項目を記載したものであり、詳細な記載内容については、認定公募設置等計画の内容を踏まえ、認定計画提出者と協議する予定です。

令和 年 月

佐賀県

目 次

第1章 総則

- 第1条 (目的)
- 第2条 (定義)
- 第3条 (事業区域、事業内容及び手続等)
- 第4条 (乙の委託)
- 第5条 (事業期間)
- 第6条 (公租公課)
- 第7条 (委託の禁止等)

第2章 特定公園施設の設計・建設

- 第8条 (設計)
- 第9条 (設計の変更)
- 第10条 (工事責任者の設置)
- 第11条 (工事)
- 第12条 (保険)
- 第13条 (説明及び立会いの要求)
- 第14条 (完了検査)
- 第15条 (工事期間の変更)
- 第16条 (工事の一時中止)
- 第17条 (工事中に第三者に与えた損害)

第3章 特定公園施設の譲渡

- 第18条 (特定公園施設の譲渡)
- 第19条 (瑕疵担保)

第4章 特定公園施設の管理運営

- 第20条 (公園施設の管理許可手続)
- 第21条 (公園の管理運営)
- 第22条 (指定の取消し)
- 第23条 (その他)

第5章 公募対象公園施設の設計・建設

- 第24条 (公募対象公園施設にかかる経費及び財産権)
- 第25条 (設計)
- 第26条 (設計の変更)
- 第27条 (工事責任者の設置)
- 第28条 (工事)
- 第29条 (保険)

- 第30条（説明及び立会いの要求）
- 第31条（乙による完成検査）
- 第32条（完了検査）
- 第33条（工事期間の変更）
- 第34条（工事の一時中止）
- 第35条（工事中に第三者に与えた損害）

第6章 公募対象公園施設の管理運営

- 第36条（設置許可等手続）
- 第37条（維持管理及び管理運営）
- 第38条（許可の更新）
- 第49条（許可の取消し）

第7章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

- 第40条（遵守事項）
- 第41条（維持管理・運営等）
- 第42条（安全対策及び事故等への対応）
- 第43条（行為の制限）
- 第44条（私権の制限）
- 第45条（第三者への賃貸）
- 第46条（事業の調査等）

第8章 事業実施にあたっての負担区分等

- 第47条（リスク分担）
- 第48条（損害賠償等）
- 第49条（第三者に与えた損害）
- 第50条（地震等による損害）
- 第51条（瑕疵担保）

第9章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

- 第52条（事業の報告及び評価）
- 第53条（事業内容の変更、一時中止等）
- 第54条（暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等）

第10章 協定の解除等

- 第55条（甲による協定の解除等）
- 第56条（甲乙の合意による協定の解除等）
- 第57条（協定の解除等の公表）

第11章 原状回復の義務

第58条 (原状回復の義務)

第12章 補則

第59条 (届出義務)

第60条 (管轄裁判所)

第61条 (補則)